

岩手県立水沢商業高等学校アレルギー対応委員会設置要項

(設置)

第1条 岩手県立水沢商業高等学校に在籍するアレルギー疾患のある生徒の健康管理や対応について検討し、取り組みの作成等を行うため、委員会を設置する。対応委員会では、校内の生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故防止、緊急時の対応について協議し情報を共有する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次にあげる事務を所掌する。

- (1) 実態の調査に関すること。
- (2) 教育活動における校内外での対応に関すること。
- (3) アレルギーによる症状への対応に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから委員長が委嘱する。

校長、副校長、保健主事、養護教諭、厚生部員、家庭科主任、保健体育主任、学年主任・学級担任、部活動顧問とする。

[別表1]

(任期)

第4条 任期は1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 水沢商業高等学校長を委員長とし、副委員長は委員長が指名する。また、委員会は委員長が必要に応じて招集し、議事を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚生部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 本要項は、令和8年4月1日から施行する。

[別表 1]

アレルギー対応委員会 委員

No.	役職	備考
1	校長	委員長
2	副校長	副委員長
3	保健主事	
4	養護教諭	
5	厚生部員	
6	厚生部員	
7	家庭科主任	
8	保健体育主任	
9	1 学年主任	
10	2 学年主任	
11	3 学年主任	
12	該当クラス担任	
13	該当部活動顧問	

〈庶務〉

水沢商業高等学校厚生部